

国民健康保険の被保険者の皆様へ

新型コロナウイルス感染症の影響により、
次の要件を満たす世帯は、
国民健康保険料が減免となります。

【保険料の減免の対象となる世帯】

- ①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、
又は重篤な傷病を負った世帯
⇒ 保険料を全額免除
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の
収入減少(*)が見込まれる世帯
⇒ 保険料の減額又は免除

※保険料が減免される具体的な要件

世帯の主たる生計維持者について

- (1) 事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入のいずれかが、前年に比べて10分の3以上減少する見込みであること。
(2) 前年の所得の合計額が1000万円以下であること。
(3) 収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。

注：申請にあたっては、収入を証明する書類が必要となります。

- 保険料の減免額は、減免対象保険料額 (A×B/C) に
減免割合 (D) をかけた金額です。

減免対象の保険料額 (A×B/C)

- A: 世帯の被保険者全員について算定した
保険料額
B: 世帯の主たる生計維持者の減少が見込
まれる収入にかかる前年の所得額
C: 主たる生計維持者及び世帯の被保険者
全員の前年の合計所得金額

世帯の主たる生計維持者の合計所得 金額に応じた減免割合 (D)

- 300万円以下の場合 : 全部(10分の10)
400万円以下の場合 : 10分の8
550万円以下の場合 : 10分の6
750万円以下の場合 : 10分の4
1,000万円以下の場合 : 10分の2

※主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合には、前年の合計所得金額にかかわらず、対象保険料の全部を免除。

【対象となる保険料】

令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に納期限（特別徴収の場合は特別徴収対象年金給付の支払日）が定められている保険料。

※令和元年度及び令和2年度分の保険料についても減免対象となる場合がありますので、ご相談ください。